

大阪市規則第40号

大阪市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

大阪市狂犬病予防法施行細則（昭和25年大阪市規則第183号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） [略] <u>西区役所保健担当課長</u> [略] <u>鶴見区役所保健福祉課長</u> [略] <u>住吉区役所保健こども家庭課長</u> <u>東住吉区役所保健担当課長</u> [略]	別表（第2条関係） [同左] <u>西区役所保健福祉課長</u> [同左] <u>鶴見区役所保健担当課長</u> [同左] <u>住吉区役所保健子育て担当課長</u> <u>東住吉区役所保健福祉課長</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。